

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和8年 / 月 / 9日

東京都知事 小池 百合子 殿

東京都昭島市玉川町 4-9-22

昭島市商工会

会 長 平畑 文興



東京都昭島市田中町 1-17-1

昭島市

市 長 臼井 伸介



商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：松元健一・濱中敬二・千葉和平

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

① 震災【昭島市国土強靱化地域計画、昭島市地域防災計画】

東京都防災会議は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災やその後の様々な変化等を踏まえ、「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」を作成し、令和4年5月に公表している。

この中で、昭島市（以下、「当市」という）で被害が大きいと想定される地震は、都心南部直下地震、多摩東部直下地震、大正関東地震、立川断層帯地震としており、その中でも一番被害を及ぼすと想定されているのが立川断層帯地震であり、具体的には以下のとおりである。なお、当市ではM7.4規模が想定される。

昭島市における立川断層帯地震の被害想定

区分	立川断層帯地震
規模	M7.4
時期及び時刻	冬 18時
風速	8m/秒
死者	143人
負傷者	1,579人
建物被害（全壊）	1,669棟
停電率	21.9%
断水率	47.4%
帰宅困難者	8,754人
出火件数	15件

出典：昭島市地域防災計画(令和7年修正)抜粋

② 風水害（昭島市国土強靱化地域計画、昭島市地域防災計画・ハザードマップ）

近年、風水害は、地球規模での気象異変などにより、従来からの経験則では対応しきれないような大型台風の襲来や集中豪雨の発生が観測されている。

本市においては、市域の南を多摩川が流れ、洪水による被害の発生も予想されることから、災害情報の伝達や避難誘導體制の確保など、風水害に対して組織的に対処するための基本的な仕組みを定めている。

当市における風水害は、都市型水害（内水氾濫）の増加が特徴的である。近年、時間50mmを超えるような局地的な集中豪雨（ゲリラ豪雨）により、下水道や水路の排水能力を超えて市街地や住宅地が浸水する「内水氾濫」が発生しやすくなっている。特に都市化の進展により雨水が地下に浸透しにくくなっていることが要因の一つである。

大規模河川の氾濫リスクとしては、市の南側を流れる多摩川や、市内を通る残堀川の堤防決壊や溢水による大規模な浸水被害が懸念される。

また、土砂災害のリスクは、市内の河岸段丘の周辺を中心に、急傾斜地崩壊危険箇所が9か所、土砂災害（特別）警戒区域が44か所点在しており、大雨による崖崩れなど

のリスクが挙げられる。

近年では、令和元（2019）年の台風第19号（東日本台風）により、多摩川が記録的に増水し、福島町三丁目付近などの河川敷グラウンドが冠水するなどの物的被害が発生し、多くの市民が避難を余儀なくされた。

また、時間50mmを超える雨により市内の各所で浸水被害が記録されており、近年の月間最大降水量の記録としては、令和2年7月の317.0mm、令和4年9月の315.5mmなどがあり、これらは夏から秋にかけての集中豪雨や台風によるものである。

当市では、多摩川の浸水想定を、京浜河川事務所が平成28年（2016年）5月に公表した「多摩川浸水想定区域図」に基づき、残堀川の浸水想定を、平成27年（2015年）の水防法改正を受け、令和元年（2019年）に改定されたシミュレーション結果の基準である1時間最大雨量153mm、24時間総雨量690mmに基づき、水害ハザードマップを作成した。

また、令和2年6月に洪水・土砂災害ハザードマップを作成、土砂災害防止法に基づき44か所の土砂災害警戒区域（うち38か所が特別警戒区域）が指定されている。

### ③ 大規模事故等（昭島市国土強靱化地域計画、昭島市地域防災計画）

今日、各地で発生している災害は、従来の地震や台風などの自然災害に留まらず、大規模な爆発、火災などの事故や感染症などの健康被害など、様々な事象に及んでいる。

当市では、災害対策基本法で規定された地震や風水害以外の「市民の生命、身体、財産を脅かす事象」を「大規模事故等」として定義し、それに対処するための「危機管理（大規模事故等）計画」を策定している。

### ④ 感染症

新型コロナウイルス感染症に代表される未知のウイルスの感染拡大は、当市においても多くの市民の生命及び健康に大きな影響を与える恐れがある。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数：3,124人
- ・小規模事業者数：2,160人
- ・商工業者の立地状況については、商業系事業者は、青梅線沿線、特に昭島駅北口に集積し、工業系事業者は、中神駅北側に集積しているのが特徴である。

産業大分類	団体名・項目	昭島市商工会	
		商工業者数	小規模事業者数
A	農業、林業	5	4
B	漁業	0	0
C	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
D	建設業	302	288
E	製造業	243	193
F	電気・ガス・熱供給・水道業	5	3
G	情報通信業	35	26
H	運輸業、郵便業	86	45

I	卸売業，小売業	758	410
J	金融業，保険業	47	37
K	不動産業，物品賃貸業	265	256
L	学術研究，専門・技術サービス業	133	106
M	宿泊業，飲食サービス業	435	276
N	生活関連サービス業，娯楽業	309	254
O	教育，学習支援業	132	97
P	医療，福祉	221	99
Q	複合サービス事業	15	7
R	サービス業（他に分類されないもの）	133	59
合 計		3,124	2,160

(令和3年経済センサスー活動調査による商工業者数、小規模事業者数)

### (3) これまでの取組

#### ① 当市の取組

- ・昭島市国土強靱化地域計画、昭島市地域防災計画の策定
- ・防災訓練、避難所設置訓練の実施
- ・指定緊急避難場所、指定避難所、広域避難場所、防災拠点等の設置
- ・防災ガイドブック・ハザードマップの作成・配布
- ・防災備品の備蓄
- ・災害時の協力協定の締結（近隣自治体、63の機関・団体）
- ・メール配信サービスの実施、公式X・LINEの活用、Yahoo!防災速報の活用等

#### ② 昭島市商工会（以下、「商工会」という。）の取組

- ・事業者BCPに関する国・東京都等の施策の周知
- ・全国商工会連合会が推奨する損害保険メニューの周知
- ・東京消防庁昭島消防署が実施する防災事業への協力
- ・当市が実施する防災訓練への協力
- ・自然災害後の商工業者の被災状況の情報収集の取組
- ・自然災害後の商工業者の被災状況を町、東京都商工会連合会へ報告

## 2 課題

現状では商工会の緊急時の取組は、漠然的な記載となっており、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルがない。また、正規・非正規併せて職員が9名いるが、市内の在住者は2名しかおらず、出勤時でない時の対応に即応できるかどうかの課題がある。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウがある者が十分にいない。

さらに、商工会が推奨する保険・共済について、全ての内容を把握している職員が不足しているという課題がある。

また、健康危機対策等において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や体調不良者を出社させないルール作りや、今後予測される感染症拡大時に備えて、マスクや消毒液等の衛生品の備蓄のほか、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要となる。

### 3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、商工会と昭島市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、感染症の国内感染拡大期、管内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を通常時から構築する。

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

### 2 事業継続力強化支援事業の内容

- ・商工会での役割分担・体制を整備し、当市の協力も得ながら以下の事業を実施する。

#### (1) 事前の対策

- ・自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

#### ① 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回指導時等に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・健康危機等は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ健康危機等対策としてマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### ② 商工会自身の事業継続計画の作成（別添）

- ・令和7年11月に事業継続計画を作成済である。

③ 関係団体等との連携

- ・事業継続計画策定に精通した損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・健康危機等に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等を共催で実施する。

④ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を巡回・窓口相談時に確認する。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7、震度5強の地震）が発生したと仮定し、本市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害時における発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。  
SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を把握し、商工会と本市で共有する。
- ・健康危機等発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、本市における感染症対策本部設置に基づき商工会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・商工会と本市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。また、豪雨等による被害が発生した場合、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず商工会職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に出勤する。
- ・商工会職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・商工会は、大まかな被害状況を確認し、発災翌日までに情報共有する。

被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割</li></ul>

	れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、商工会と当市は以下の間隔を目途に被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～1ヶ月	新たな事象が判明した時点で共有する
1ヶ月以降	適時共有する

### ③ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。具体的には別紙1「昭島市・昭島市商工会発災時における指示命令系統・連絡体制」を策定する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域への活動を行うことについて決める。
- ・商工会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・商工会と当市が共有した情報を、東京都の指定する方法にて、商工会及び当市より東京都産業労働局商工部地域産業振興課及び調整課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や東京都等からの情報や方針に基づき、商工会と当市が共有した情報を東京都の指定する方法にて商工会又は当市より東京都へ報告する。

### ④ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する。（商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や東京都、昭島市の施策）について地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

### ⑤ 地区内小規模事業者に対する復興支援

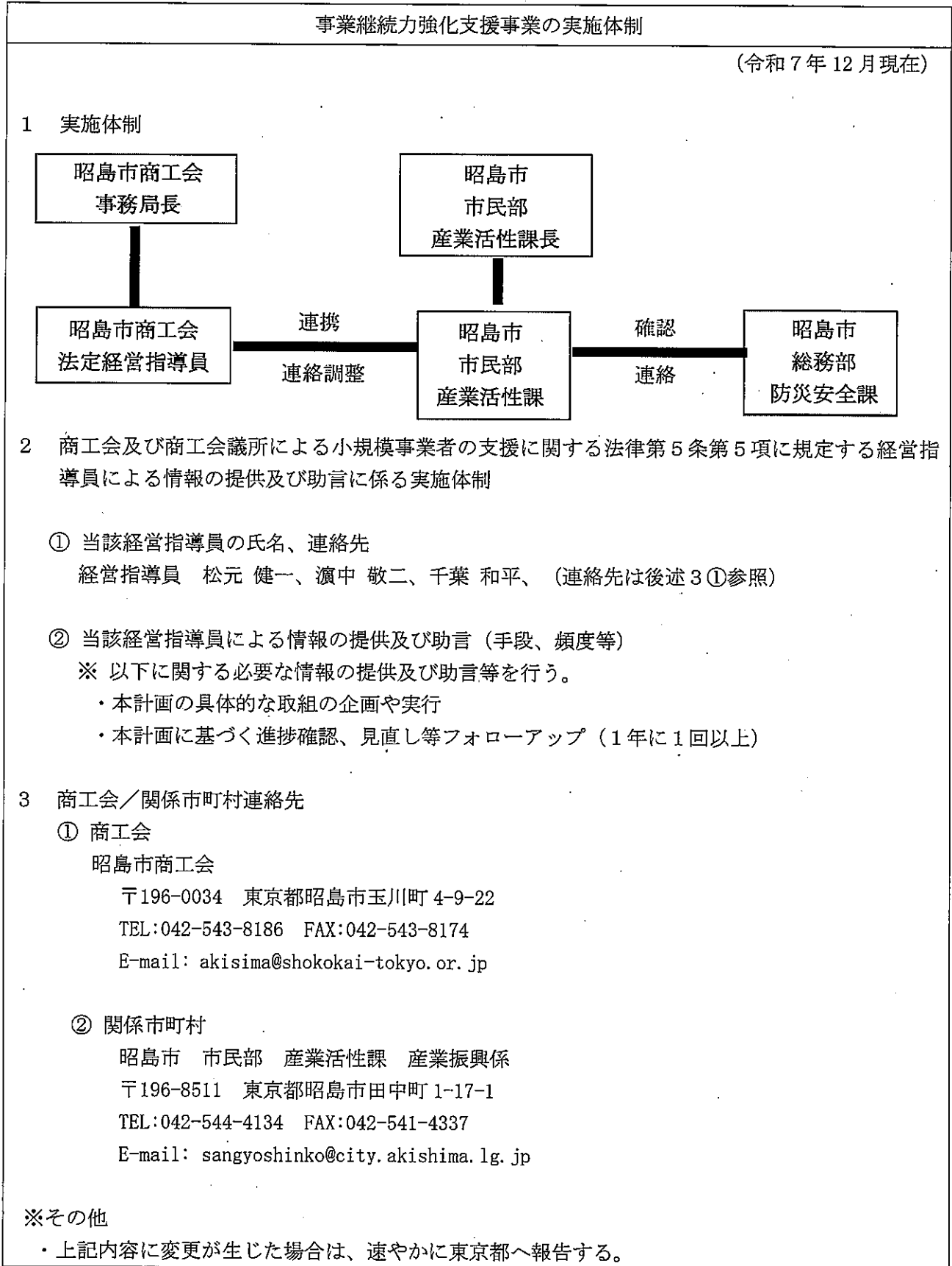
- ・東京都の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を東京都等に相談する。

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	140	140	140	140	140
・ 専門家派遣費	30	30	30	30	30
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ チラシ等作製費	20	20	20	20	20
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20
・ 郵送費他事務費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、東京都補助金、昭島市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ . . .	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ . . .	
連携体制図等	
①  ②  ③	